

令和5年7月21日
国土交通省関東地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、西武緑化管理株式会社に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

1. 処分の対象業者

西武緑化管理株式会社

2. 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

3. 処分の理由

建設業法第26条第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1921

建設産業第一課 課長 一力 哲也（いちりき てつや） （内線：6141）

建設産業第一課 課長補佐 佐藤 彰（さとう あきら） （内線：6696）

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

| 商号 | 許可番号 | 代表者 | 所在地 |
|------------|----------------------------|-------|------------|
| 西武緑化管理株式会社 | 国土交通大臣許可 (特-2) 第014991号 | 植田 共一 | 埼玉県 所沢市 |

2. 処分内容

1 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県における造園工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

(注1)「造園工事業に関する営業」とは、注文者から造園工事を請け負う営業をいう。

(注2)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 期間

令和5年8月5日から令和5年8月19日までの15日間

3. 処分理由

西武緑化管理株式会社は、建設業法第26条第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。